島根県報

令和８年11月24日（火）

号外 第 116 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

道路の供用開始　　（道 路 維 持 課）　2

告　示

島根県告示第639号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和８年11月24日

島根県知事　丸　山　達　也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
			メートル			
県道	上久野大東線	雲南市大東町清田221番12地先から同237番地先まで	295.56	令和８年11月24日	雲南県土整備事務所	
〃	温泉津川本線	邑智郡川本町大字川下3660番１地先から同2750番２地先まで	193.50	令和８年11月24日	県央県土整備事務所	
〃	〃	邑智郡川本町大字川下2758番２地先から同3665番１地先まで	26.00	令和８年11月24日		